

# 中国の外商投資法制定における知的財産の保護に関する事項の紹介



北京銀龍知識産権代理有限公司

張 瑜  
法律部 弁護士

2007年に上海外国語大学を卒業し、2010年に中国科学院大学から知識産権専門の法学学位を取得。2010年から現在まで、知識産権分野の法律業務に従事し、商標、著作権、ドメイン、特許、および反不正競争などに関する知識産権の行政・民事の訴訟案件を約200件担当している。また、行政ルートでの取り締まりにおいても経験を積んでいる。代理した個別の訴訟案件の中には、2015年の中国法院50件の典型的な知識産権案例および2016年の北京知識産権法院成立2周年の典型的な事例に選定された案件もある。2017年北京銀龍に入社し、現在北京銀龍法律部門（慧龍弁護士事務所を含む）のシニア弁護士として業務に従事している。

2019年3月15日の全国人民代表大会において「外商投資法」が可決され、2020年1月1日から施行されている。「外商投資法」は、対外開放の拡大、外商投資の促進、外商投資の合法的権益の保護、全面的に開放された新たな枠組みの形成の推進などを目的として制定された。

また、国務院の常務会議で可決された「外商投資法実施条例」が同時に施行された。「外商投資法」の施行と同時に、「外資三法」と呼ばれていた「中華人民共和国中外合資経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」が廃止された。

「外商投資法」第3章（投資の保護）において、中国企業、外国企業が高い関心を持つ知的財産権の保護に関する規定が設けられており、その保護のレベルがより高まると考えられる。以下、知的財産権の保護に関する事項について説明する。

## 1. 外国投資家の中国国内の出資等の自由な海外送金

「外商投資法」における、外国投資家の中国国内における収益等が自由に海外送金できるとする規定等は、外国投資家の関心が高い事項である。「外商投資法」には、知的財産権の許諾使用料についても、法により人民元または外貨をもって自由に振込みし、送金することができる旨が規定されている（外商投資法第21条）。

なお、自由な振込み、送金とは、他の関連法律を遵守した上でという意味である。

また、「外商投資法実施条例」では、上記送金等に係り、いかなる単位（機関等）および個人も、通貨の種類、金額、および振込み、送金の頻度などを制限してはならない旨が規定されている（外商投資法実施条例第 22 条第 1 項）。

## 2. 知的財産権の侵害に対する厳格な法的責任の追及

「外商投資法」では、外国投資家および外商投資企業の知的財産権を保護し知的財産権の権利者および関連権利者の合法的な権益を保護し、知的財産権の権利侵害行為に対して、厳格に法的責任を追及する旨が規定されている（外商投資法第 22 条第 1 項）。

また、「外商投資法実施条例」では、外国投資家および外国投資企業の専利に係る標準（日本の標準必須特許に相当）を制定する場合、標準に係る専利の関連管理規定に照らして処理しなければならない旨が規定されている（外商投資法実施条例第 23 条第 2 項）。

「商標法」ではすでに 5 倍以下の懲罰的賠償制度（商標法第 63 条）が導入され、「専利法」の第 4 次改正においても懲罰的賠償制度の導入が予定されており、専利権、商標権の侵害に対する法的責任の追及の厳格化が図られている。

## 3. 行政手段を利用した強制的な技術移転の禁止

「外商投資法」では、技術協力の条件は、投資の各当事者により公平の原則を遵守して平等に協議して確定し、行政機関およびその職員は、行政手段を利用して技術の移転を強制してはならない旨が規定されている（外商投資法第 22 条第 2 項）。

この規定は、技術協力は経済行為であり、投資者の協議により行われるものであることを強調するとともに、強制的な技術移転に対する外国投資家の懸念を軽減するものである。

また、「外商投資法実施条例」では、行政機関などが行政許可の実施などの手段を利用して外国投資者などの技術の移転を強制、または手口を変えた事実上の強制をしてはならない旨が規定され、行政機関などがそのような技術の移転を強制した場合には法に基づき処分を科す旨も規定されている（外商投資法実施条例第 24 条、第 43 条）。

2019年3月18日に改正された「技術輸出入管理条例」では、技術輸入契約の有効期間内に改良した技術は改良した側に帰属する旨の規定（旧第27条）が削除されている。

また、2019年3月18日に、「中外合弁経営企業法实施条例」において、技術移転協議書の期間は通常10年を超えず、その期間が満了した後、技術輸入側は、当該技術を継続使用する権利を有する旨の規定（第43条第2項3号、4号）が削除されている。なお、この「中外合弁経営企業法实施条例」は、2019年12月31日に廃止されている。

#### 4. 営業秘密の保護

「外商投資法」の第23条では、行政機関およびその職員は、職責を履行する過程において知った外国投資家、外商投資企業の営業秘密について、法により守秘しなければならない旨が規定された。さらに、同法第39条において営業秘密を漏洩などした行政機関の職員を法に基づき処分する旨が規定されている。

#### 【ソース】

外商投資法 [http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201908/t20190829\\_306349.html](http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201908/t20190829_306349.html)

外商投資法实施条例 [http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content\\_5465449.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content_5465449.htm)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)